参考資料集 (構成員 意見書)

国土面積と森林面積の内訳

• 「2050年カーボンニュートラル」実現に向けた再生可能エネルギーの最大限の 導入にあたっては、国土面積の3分の2を占める森林の利用が必要。

国土面積と森林面積の内訳

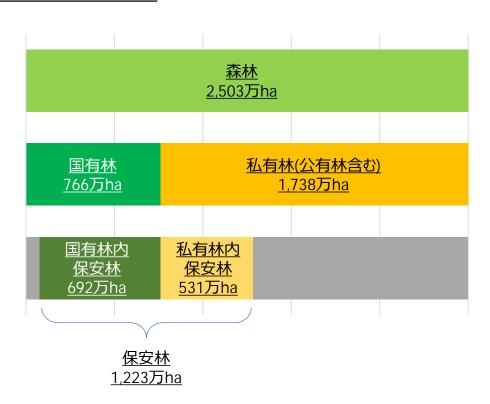


資料:国土交通省「令和元年度土地に関する動向」 (国土面積は平成30年の数値)

注1:計の不一致は、四捨五入による。

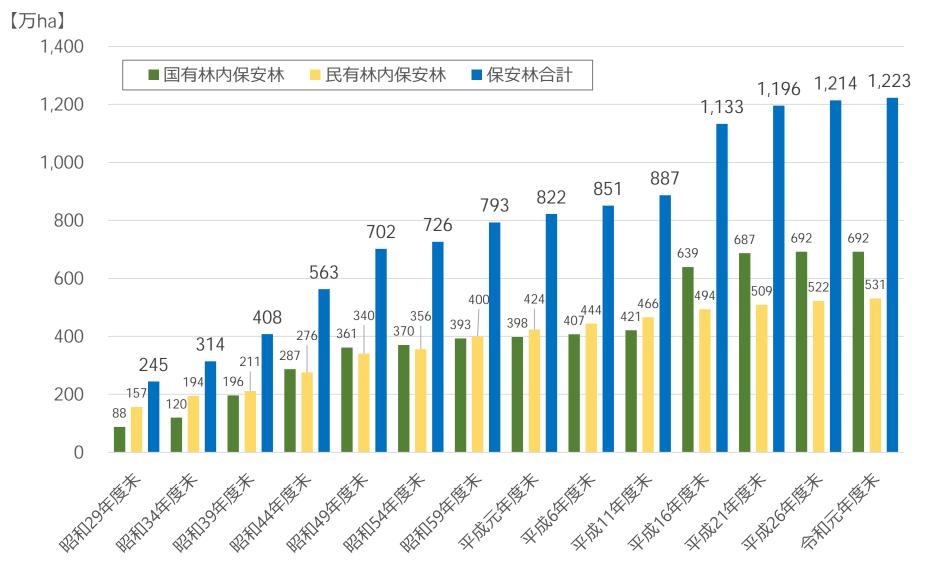
注2: 林野庁「森林資源の現況」とは森林面積の調査手法

及び時点が異なる。



保安林指定面積(実面積)の推移

保安林指定面積は、年々増加。



主1) 保安林面積は実面積。 注2) 昭和29年度末及び34年度末は町、昭和39年度末以降はhaで集計しており、1 町 = 0.99haで変換。

再生可能エネルギーの導入に係る保安林解除及び作業許可実績 (令和元年度 速報値)

(単位:件、ha)

		全	体			民有	林		国有林			
発電種類	作業許可		解除		作業許可		解除		作業許可		解除	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
太陽光	(1) 22	7	0	0	(1) 20	3	o	Ò	(0)	4	0	0
風力	(23) 179	33	9	14	(21) 102	19	9	14	(2) 77	14	0	0
水力	(9) 47	7	1	0	(4) 21	1	0	0	(5) 26	6	19	0
地熱	(1) 15	3	0	0	(0)	1	0	0	(1) 12	2	Ő	0
合計	(34) 263	50	10	14	(26) 146	24	9	14	(8) 117	26	1	0

注)

- 1 出典は治山課業務資料。
- 2. 平成31年4月から令和2年3月において、解除または作業許可された案件が対象。
- 3. 面積は四捨五入のため、件数が計上されても0maの標記となる場合がある。
- 4. 保安林において確認解除を要する案件については、作業許可と解除に重複して計上されている場合がある。
- 5. 作業許可の件数及び面積は本体施設及び附帯施設の合計。()内の数値は内数で本体施設の件数。 附帯施設は、本体施設以外の、管理用道路、作業ヤード、電線、調査施設等がある。

国有林野の貸付等による再エネ関連施設内訳一覧

令和2年3月31日時点で、計616.3万haで国有林野の貸付け等が行われ 計833,910kWの再生可能エネルギーが計画・建設・稼働中。

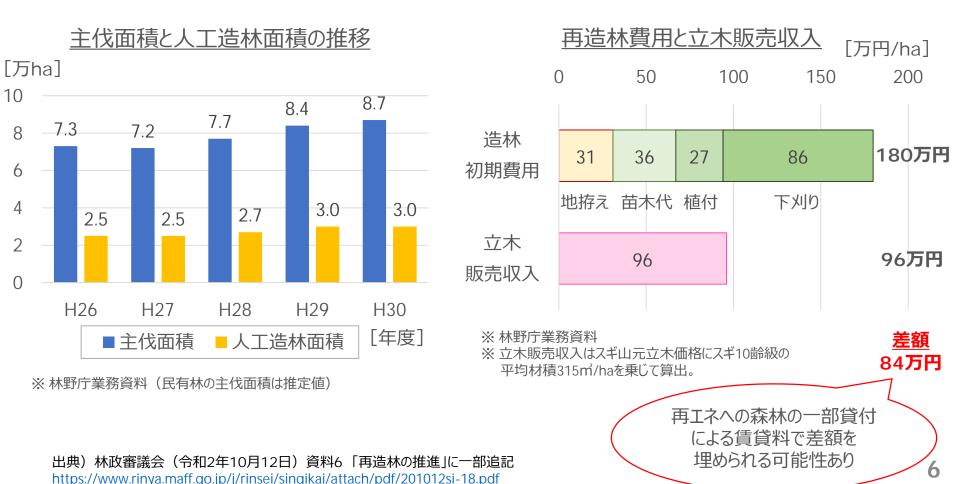
発電種	件数	面積 (ha)	発電規模 (kW)
太陽光	20	78.3	57,177
風力	194	311.7	512,980
小水力	69	79.7	81,949
地熱	89	146.6	181,804
計	372	616.3	833,910

留意事項:

- ※1 再上ネ関連施設には、発電施設、蓄電施設、送電施設、管理用道路、観測施設のほか残置森林等が含まれる。
- ※2 発電規模について、発電施設本体が国有林野内にあるしの及び上空占有の合計である。
- ※3 発電規模は稼働中の他、計画段階、建設中の物件が含まれる。

再エネ向け森林の有効活用と森林整備の好循環

- 木材価格の低下や造林費用の負担が大きいことにより、主伐及び主伐後の 再造林が進まないことが大きな問題となっている。
- 再生可能エネルギーの適正な導入は、収益確保や路網整備を通じて森林の整備・再生に貢献できる可能性があり、森林の機能と両立しうる。



欧州国有林における再エネ設備導入

- 欧州の国有林では、森林空間を活用し、自国の再エネ導入に貢献。
- 林業経営(木材生産)をコアビジネスとしつつ、生物多様性保全やクリーンエネルギー供給など、SDGsなどとも整合的なビジネスを展開。

* 今回の3事例は全て民営化している

业 SVEASKOG





	スウェーデン	バイエルン州 (ドイツ)	オーストリア	
国有林(会社) 基本情報	410万ha (1992年民営化)	75.5万ha (2005年民営化)	85万ha (1997年民営化)	
再工ネ生産	風力:3TWh (400基)	風力: 271MW (101基) 太陽光: 13.5MW (24箇所) バイオマス: 0.7MW (2箇所) *主に貸付によるが、太陽光の一部と バイオマスは自社経営及び経営参加に よるもの	風力:14基、93GWh 小水力:9箇所、67GWh バイオマス:ウィーンの発電所へ 33%の出資	
貢献度合 (概算)	国土面積の約1割で、風力発電量の18%	州土面積の約1割で、風力導入 容量の11%	国土面積の約1割で、風力発電量の1.5%程度 *国有林の場所(山岳地帯)と、 風況のよい場所が一致しない	

注)スウェーデン、バイエルン州は主に土地の貸付による。オーストリアでは自社所有・運営を行っている。

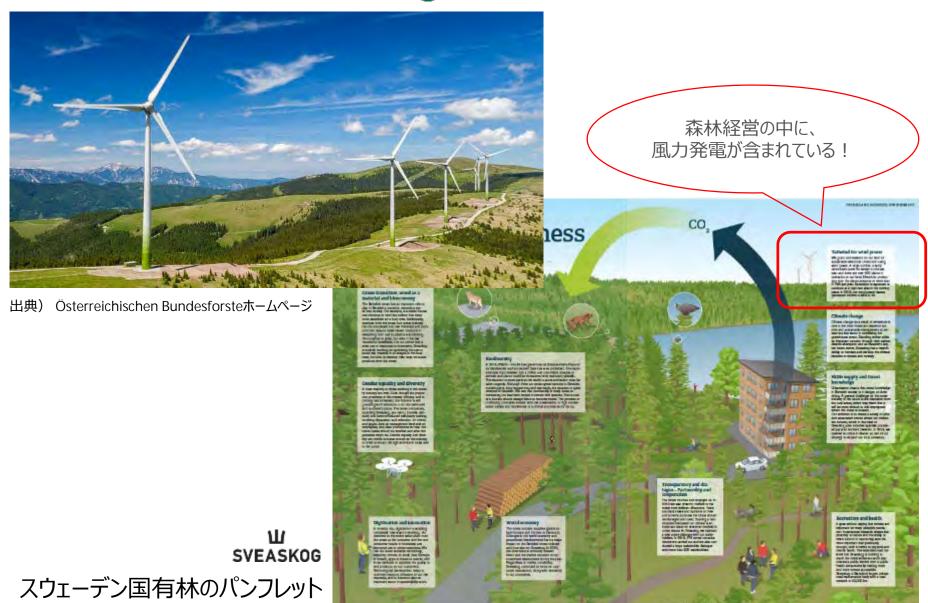
出典) スウェーデン: Sveaskog Annual Report and Sustainability Report 2019

バイエルン州: Bayerische Staatsforsten Statistikband 2020

オーストリア: Sustainability Report 2019 for the financial year of Österreichischen Bundesforste

オーストリア連邦有林の風力発電 🥥





出典)Sveaskog Annual Report and Sustainability Report 2019

森林によるCO2吸収効果と風力発電によるCO2削減効果(試算例)

森林のCO2吸収量

- 樹木が吸収し蓄積するCO2量は一本 一本異なる。例えば、適切に手入れ されている36~40年生のスギ人工 林は1ヘクタール当たり約302トン のCO2(炭素量に換算すると約82トン)を蓄えていると推定される。
- 上記前提において、36~40年生の スギ人工林1へクタールが1年間に吸 収するCの量は、約8.8トン(炭素量 に換算すると約2.4トン)と推定さ れる。

出典)林野庁HP

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/ondanka/20141113_topics2_2.html

風力発電によるCO2削減効果

 4,000KWの風力発電機1基の場合、 以下前提において、1ヘクタールで1 年間に約1,900トン削減効果がある と推定される。

【前提条件】

- 設備利用率25%
- 二酸化炭素排出原単位の代替値 (2021年公表, 470g-CO₂/kWh)
- 風力発電機のライフサイクルCO₂排出量 (34g-CO₂/kWh)
- 発電機の建設・保守に要する面積約2ha

出典)上記諸元を基に構成員試算 なお,風力発電機のライフサイクル CO_2 排出量は産 業総合研究所太陽光センターによる算定値の最大 値

行政手続法と事前手続き

目的

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資すること(1条)

第2章 申請に対する処分(抄)

- ·審査基準(5条)
- ·標準処理期間(6条)
- ・申請に対する審査、応答(7条)



- ・できる限り具体的な審査基準を定めなければならない
- ・標準処理期間を定めるように努める
- ・申請が到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開 始しなければならない

趣旨

申請者に許認可等を得る見込みやその時期に予測可能性を与え申請にあたって法令に定めのない負担を負わせない

第4章 行政指導(抄)

複数の者を対象とする行政指導(36条)



事案に応じ行政指導指針(複数の者に対し行政指導をするときに共通してその内容となるべき事項)を作成し公表しなければならない

趣旨

行政指導の明確性、公平性

国有林利用手続き・保安林解除手続

- ◆国有林・保安林の利用手続きにおける事前相談及び事前手続
- ・基準の不存在・不明確に起因する担当者の裁量の大きさ
- ・予測不可能な行政指導によって負担に従わざるを得ない
- ・手続終了時期の予見性がない
- ◆36条の規定、各規定の趣旨、法の目的との関係で問題

保安林解除及び国有林利用(貸付け等)申請添付資料対比表①

	保安林	解除	国有林利用(貸付け等)			資料の併用について		
	添付資料	根拠法令、通知	添付資料	根拠通知	可否	備考		
1	知事意見書	法第27条 様式通知第1の1			-			
2	保安林解除調書その他必要な書類 ・解除調書 ・事業計画概要 ・計画内容審査結果	処理基準第2(2)で準 用する第1の3(2) 基本通知第2の3(4) 局長手続通知第1の2 様式通知第1の3			-			
3	位置図 •1/50,000 地形図	処理基準第2(2)で準 用する第1の3(2) 基本通知第2の3(4) 局長手続通知第1の2 様式通知第2の3	位置図 •1/10,000~1/25,000 地形図 (位置を把握する目的が果たせれば、縮尺自体は拘るところでは無い)	4.18 通知1(1)セ	0	国有林と民有林の境界が表記されている必要		
4	保安林解除調査地図 ・1/5,000 程度の平面図	処理基準第2(2)で準 用する第1の3(2) 基本通知第2の3(4) 局長手続通知第1の2 様式通知第1の3	区域図 ・1/5,000 程度	4.18通知1(1)セ	0	保安林解除部分とそれ以外の部分の境界を明記する必要		
5	保安林解除図 ・1/500~1/2,000 の地形図 ・実測図	規則第48条第1項 様式告示12 基本通知第2の3(3)	実測図 ・縮尺は任意	4.18通知1(1)セ	0	保安林解除部分とそれ以 外の部分の境界を明記す る必要		

保安林解除及び国有林利用(貸付け等)申請添付資料対比表②

	保安林解除		国有林利用(貸付け等)			資料の併用について		
	添付資料	根拠法令、通知	添付資料	根拠通知	可否	備考		
6	事業計画図及び実施設計図 ・事業計画図(代替施設配置計画を含む1/500~1/2,000) ・実施設計図(縦横断図) ・現地の写真(解除区域を明示)	規則第48条第2項 処理基準第2の2(1) 運用通知第1の2 運用通知第1の3	計画書 ・利用計画図(計画施設 (土地の改変や工作物等)を 記した図 1/1,000 程度) ・防災施設等設計図(災 害防止対策を確認する図。 縮尺任意) ・実施設計図(縦横断 図) ・現地の写真	4.18 通知 1 (1) ア	Δ	・保安林解除申請がされた 国有林野部分については、 貸付け等申請時の添付不 要。 ・保安林で使用した現地の 写真を貸付け申請資料に用 いることは可能。		
7	事業計画書 ・土地選定理由 ・面積根拠 ・土地使用権利取得状況 ・事業に要する経費 ・工事工程 ・施設の種類、規模、構造	規則第48条第2項 処理基準第2の2(1) 運用通知第1の2	計画書 ・事業計画書 (貸付け等の申請区域を含む事業計画の説明書(任意様式)) ・理由書 (当該国有林野で事業を行う理由等(任意様式)) ・現況図 (申請区域及びその周辺の現況を示す図面縮尺任意) ・事業の施業工程 (貸付け等開始時から事業開始までの工程表)	4.18 通知 1 (1) ア 自然エネルギー通知 3 (1)、(3)	×	審査の観点が異なり併用不可。 ・保安林は、解除に伴う森林の機能への影響について審査・貸付けは、国有林野の管理経営の用途又は目的を妨げない限度の活用であるかについて審査		
8	代替施設計画書 ・代替施設に要する経費 ・代替施設に係る公示工程 ・代替施設の種類、規模、 構造 ・代替施設に係る図面	規則第48条第2項 処理基準第2の2(1) 運用通知第1の3			-			

保安林解除及び国有林利用(貸付け等)申請添付資料対比表③

	保安林	解除	国有林利用(国有林利用(貸付け等)		
	添付資料	根拠法令、通知	添付資料	根拠通知	可否	備考
9	許認可証の写し等 ・環境アセスメントの評価書 ・自然公園法に基づく許可、 届出 ・河川法等	規則第48条第2項 処理基準第2の2(1) 運用通知第1の4	関係行政庁の許認可等の 行政処分がなされたこと又 は確実と見込まれることを証 する書類 ・環境アセスメントの評価書 ・自然公園法に基づく許可、 届出 ・保安林解除告示の写し ・FIT 認定通知書等	4.18 通知 1 (1)ク 自然エネルギー通知 3 (2)、(4)	0	
10	法人登記事項証明書又は団体の代表者の氏名、規約、組織運営に関する書類	規則第48条第2項	計画書 ・住民票謄本又は許順証明書(個人)/登記事項証明書及び直近の計算書類及び附属明細書など(法人)・資金計画書又は収支予算書	4.18 通知 1 (1)ア、 ウ又はオ	0	(貸付申請に使用する書 類であることが条件)
11	直接利害関係者の同意書 ・地元市町村長 ・森林所有者等 ・対象保安林の受益者	規則第48条第2項 処理基準第2の2(1) 運用通知第1の1	分収林等利害関係人の同意書 ・分収林契約者 地元市町村の長の同意書の 写し	4.18 通知 1 (1)ケ 自然エネルギー通知 3 (5)	0	分収林等利害関係人の 同意書は、保安林の資料 の一部として併用可能。

法:森林法 (昭和 26 年法律第 249号)

規則:森林法施行規則(昭和 26 年農林省令第 54号)

株式告示:森林法施行規則の規定に基式中請養等の株式を定める件(昭和 37 年農林省告示義 851 号)

処理基準:森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係国務にかかる処理基準にJUYT(平成12年4月27日付出24時2第790号農林水産更務次官通知)

適用通知:保安林及び保安施設地区に関する改正森林法施行規則の適用について(紹和43年12月14日付け43林野治第2482号林野竹長官通知)

基本通知:保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて(昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知)

株式通知:保安林指定調書等の株式について(昭和 45 年 8 月 8 日付け 45 林野治第 1553 号)

局長手続き通知:森林管理局長が行う保安林及び保安施設地区の指定解除等の手続きについて(昭和45年8月8日付け45林野治第1552号)

4.18 通知:国有林野の管理処分の事務運営について (昭和 42 年 4 月 18 日付け 42 林野政第 738 号 林野庁長官通知)

自然エネルギー通知:国有林野を自然エネルギーを利用した発電など施設の用に供する場合の取扱いにフレバ、(平成13年9月7日 13林国業第65号 林野庁長官通知)